

第23期
第9回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年2月26日(月) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 16号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 17号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第5	議案第 32号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 33号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 34号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第 35号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第9	議案第 36号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第10	議案第 37号	令和6年度標準農作業賃金・農作業委託料について
日程第11	議案第 38号	令和6年度農地の賃借料情報について
日程第12	議案第 39号	令和6年度参考賃借料について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第9回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 議長。

議 長 大木事務局長。

大木事務局長 ご説明申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、6番 小松晴治委員 7番 児玉匡樹委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第16号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第16号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	賃貸人	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 5 2 5 1 m²
契 約 期 間 平成29年4月26日～令和9年2月28日
解 約 日 令和6年2月9日
解約の事由 相手方の要望
他9件
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり
了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること
に決しました。

日程第4 報告第17号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題
といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第17号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化
促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり
報告する。

番号1

申出人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇

地 目 田
地 積 494㎡ 他1筆
申出内容 土地の売却のあっせん
結 果 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○ と売買
が成立
他1件
報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の8番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 農用地の利用関係の調査のご報告をいたします。

2月8日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で申出人 ○○○氏より申請があった、大字○○地内の農地2筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○○氏より買って良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 2筆 2043㎡で、10aあたり○○○○円です。

引き渡し時期は、令和6年3月25日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

2月9日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に2番案件について調整委員の2番 菅原政敏委員よりあっせんの報告をお願いします。

菅原政敏委員 議長。

議 長 菅原委員。

菅原政敏委員 農用地の利用関係の調査のご報告をいたします。

2月、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で申出人 ○○
○○氏より申請があった、大字○○地内の農地2筆の売買のあっせん調整を行
いました。

調整の結果、白鷹町大字○○○○○○ ○○ ○○氏より買っても良いとい
う話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当
ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、畑 1筆 789㎡で、総額○○○○円、田 1筆 4920㎡で、
総額○○○○円です。

引き渡し時期は、令和6年3月25日であり、同日に売買による所有権の移
転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

2月13日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり
了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること
に決しました。

日程第5 議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」を議題
といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、
農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字○○○○○○○	○○	○○
	譲渡人	白鷹町大字○○○○○○○	○○	○○

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	2087 m ² 他3筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
対価（10a当り）		〇〇〇〇円
		他4件
		説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、3番 小林喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 最初に1番案件について調査のご報告をいたします。

2月20日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、車両2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が45年、妻が6年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、2番案件について調査のご報告をいたします。

2月20日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機1台、車両5台を所有しており、コンバイン2台を共同利用しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術は、本人が10年、父が45年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に3番案件について調整委員の1番 小口修委員よりお願いします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が30年、妻が20年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に4番案件について調整委員の5番 高橋清吉委員よりお願いします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

2月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に5番案件について調整委員の2番 菅原政敏委員より
お願いします。

菅原政敏委員 議長。

議 長 菅原委員。

菅原政敏委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

2月16日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行
いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、草刈機2台、車両1台、
耕運機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は、本人が15年、父及び母が20年の経験があり、問題ないと思われ
ます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いま
すがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から5番案件について許可することに決しました。
日程第6 議案第33号「農地法第5条の規定による許可について」を議題

といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第33号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
			〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	468㎡ 他1筆
契約の種類等		使用権の移転（売買）
転用目的		一般住宅 他5件 説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 最初に1番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン事前審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

続いて2番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資見込証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の用途変更の手続きを完了しています。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。3番案件及び4番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 最初に3番案件について調査のご報告をいたします。

2月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

続いて4番案件について調査のご報告をいたします。

2月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きを進めております。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。5番案件及び6番案件について、8番 新野清委員よりお願いいたします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 最初に5番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きを進めております。

隣接する雑種地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

続いて6番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地除外の手続きを進めております。

隣接する雑種地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から6番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から6番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第7 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分けて審議いたします。はじめに、1番案件から3番案件、5番案件から22番案件について審議を行います。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和5年度 第8回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和6年2月27日。

【所有権移転】

番号1

譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

地目	田
地積	5251 m ²
契約の種類等	所有権の移転（売買）
土地の引渡時期	令和6年2月29日
対価（10a当り）	〇〇〇〇円
	他2件

【新規】

番号5

借人	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
貸人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇		〇〇	〇〇

土地の表示

所在地	大字〇〇〇〇〇〇〇
地番	〇〇〇〇
地目	田
地積	3146 m ²
契約の種類等	使用貸借権の設定（10年）
賃貸期間	令和6年2月27日～令和16年2月28日
土地の引渡時期	令和6年2月27日
	他14件

【新規転貸】

番号20

借人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
貸人	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇 〇〇

土地の表示

所在地	大字〇〇〇〇〇〇〇
地番	〇〇〇〇
地目	田
地積	3146 m ²
契約の種類等	使用貸借権の設定（10年）
賃貸期間	令和6年2月27日～令和16年2月28日
土地の引渡時期	令和6年2月27日
	他2件
	説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件、5番案件から22番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画のうち1番案件から3番案件、5番案件から22番案件について決定しました。

引き続き「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。次に、議事参与の制限に該当する4番案件及び23番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上浩康委員 退室)

4番案件及び23番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。
議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」

【所有権移転】

番号4

譲受人 白鷹町大字○○○○○○○
○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○
譲渡人 ○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示
所 在 大字○○○○○○○

地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 4 3 2 m²
契約の種類等 所有権の移転（売買）
土地の引渡時期 令和6年2月29日
対価（10a当り） 総額〇〇〇〇円
他1筆

【新規転貸】

番号23

借 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
貸 人 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 1 3 7 0 m² 他8筆
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）
貸借期間 令和6年2月27日～令和16年2月27日
土地の引渡時期 令和6年2月27日
対価（10a当り） 〇〇〇〇円
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思ひますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。4番案件及び23番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画のうち4番案件及び23番案件について決定しました。

ここで10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上浩康委員 入室)

日程第8 議案第35号「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分けて審議いたします。はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上浩康委員 退室)

1番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第35号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

番号1

1. 権利設定者（譲受人）
住 所 白鷹町大字○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等
住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
土地の所在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
地 積 494㎡
利用目的 水稻
総額(10aあたり) ○○○○円
他1筆

3. 権利設定等の内容
権利の内容 所有権の移転
法律関係 売買
権利の設定・移転の時期 令和6年3月25日
支払期限 令和6年3月25日
土地の引渡時期 令和6年3月25日
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり農
用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は提案のとおり決定いたしました。
ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上浩康委員 入室)

引き続き「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。
次に2番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。
議案第35号「農用地利用集積計画作成の要請について」

番号2

1. 権利設定者（譲受人）
住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇
土地の所在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇

地 目 畑
地 積 789㎡
利用目的 野菜
総額(10aあたり) 総額〇〇〇〇円
他1筆

3. 権利設定等の内容

権利の内容 所有権の移転
法律関係 売買
権利の設定・移転の時期 令和6年3月25日
支払期限 令和6年3月25日
土地の引渡時期 令和6年3月25日
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。2番案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって2番案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案第36号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、1番 小口修委員の退室を求めます。

(小口修委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第36号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認

を求める。

番号 1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

地 目 畑

地 積 460㎡ 他2筆

申出内容 土地の売却のあっせん

指名した調整委員

小口 修 委員

樋口 美弥子 推進委員

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。

ここで、1番 小口修委員の入室を求めます。

(小口修委員 入室)

日程第10 議案第37号「令和6年度標準農作業賃金・農作業委託料金について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第37号「令和6年度標準農作業賃金・農作業委託料金について」令和6年度標準農作業賃金・農作業委託料について、次のとおり決定する。

別紙のとおり。説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第11 議案第38号「令和6年度農地の賃借料情報について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第38号「令和6年度農地の賃借料情報について」令和6年度農地の賃借料情報について、次のとおり決定する。

別紙のとおり。説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第12 議案第39号「令和6年度参考賃借料について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第39号「令和6年度参考賃借料について」令和6年度参考賃借料につ

いて、次のとおり決定する。

別紙のとおり。説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長
ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第9回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第9回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和6年2月26日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____